

令和 2 年定例第 4 回市議会会議録 (第 1 日)

令和 2 年 11 月 30 日 午前 9 時 30 分 定例第 4 回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

2 番	森	弘子	11 番	壇	康夫
3 番	村上	義徳	12 番	中尾	眞智子
4 番	奥 菌	由美子	13 番	中 島	一 博
7 番	古 賀	義 教	14 番	宮 本	五 市
8 番	前 原	武 美	15 番	牛 嶋	利 三
9 番	上津原	博	16 番	荒 卷	隆 伸
10 番	瀬 口	健			

2. 不応招議員は次のとおりである。

1 番	河 野	一 仁	6 番	末 吉	達二郎
5 番	吉 原	政 宏			

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	宋由美子
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	福祉事務所長	木村加代子
副市長	宮寄敬介	健康づくり課長	田中聡美
教育長	待鳥博人	環境衛生課長	松尾和久
監査委員	平井常雄	農林水産課長	宮崎眞一
総務部長	西山俊英	商工観光課長	猿本邦博
保健福祉部長	松尾博	上下水道課長	甲斐田裕士
市民部長 兼市民課長	吉開照修	財政課長補佐 兼財政係長	松尾郁代
環境経済部長	坂田良二	総務課長補佐 兼人事係長	平川貞雄
建設都市部長	富重巧齐	企画振興課長補佐 兼企画・地方創生係 企画担当係長	村越公貞
教育部長	野田圭一郎	学校教育課長補佐 兼学校教育係 学務担当係長	北嶋淳一郎
消防長	北嶋俊治	消防本部予防課長補佐 兼指導係長	岡崇洋
総務課長	椛嶋晋治	総務課庶務法制係 庶務担当係長	山下昭文
財政課長	大坪康春	企画振興課 電算係長	今村武彦
企画振興課長	木村勝幸	健康づくり課 医療係長	松尾一幸
税務課長	盛田勝徳	学校教育課 学校教育係 学校給食担当係長	石橋将和
予防課長	境靖彦	農林水産課 園芸水産林務係 園芸担当係長	宮本啓吾
教育総務課長	堤則勝	商工観光課 商工観光係長	松尾剛
学校教育課長	藤吉裕治		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査、定期監査）
- (4) 請願付託の報告について
- (5) 議案一括上程
- (6) 提案理由説明
- (7) 承認第8号 専決処分の承認について（専決第8号 令和2年度みやま市一般会計補正予算（第7号））
- (8) 議案第59号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第60号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第61号 地方税法の改正による延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (11) 議案第62号 みやま市霊柩自動車使用条例を廃止する条例の制定について
- (12) 議案第63号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第64号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第65号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第66号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (16) 議案第67号 令和2年度みやま市一般会計補正予算（第8号）
- (17) 議案第68号 令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (18) 議案第69号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (19) 閉会中の継続調査の申出について

（追加日程）

- (1) 議案第70号 みやま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- (2) 議案第71号 令和2年度みやま市一般会計補正予算（第9号）
- (3) 議案第72号 令和2年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (4) 議案第73号 令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (5) 議案第74号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- (6) 発議第5号 全企業を対象とした永久劣後ローン融資制度の創設に関する意見書
- (7) 緊急質問の申出

午前9時31分 開会

○議長（荒巻隆伸君）

ただいまから令和2年定例第4回市議会を開会してまいります。

なお、1番河野一仁君、5番吉原政宏君、6番末吉達二郎君におかれましては本日欠席届が提出されております。これを許可しておりますので、御承知おきください。

また、日程第11、議案第62号 みやま市霊柩自動車使用条例を廃止する条例の制定については執行部より取下げの申出があり、これを許可しておりますので、御承知おき願います。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（荒巻隆伸君）

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、昨日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めます。前原議会運営委員会委員長、お願いします。

○議会運営委員長（前原武美君）（登壇）

皆さんおはようございます。

令和2年定例第4回市議会の運営につきまして、11月19日、26日及び昨日29日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容につきまして御報告を申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、承認1件、議案が取り下げられました第62号を除く議案第59号から議案第69号までの10件でございます。

また、今回の本会議についてであります。今日の新型コロナウイルス感染状況と今後の拡大を防ぐためにと、今回提案されてあります議案につきまして、市民生活を重視し、開催

につきましては本日11月30日の1日間といたします。

その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方にお手元の資料を配付しておりますので、御参照方よろしくお願ひ申し上げます。

第4に、審議方法について申し上げます。

請願第3号、承認第8号及び議案第62号を除く議案第59号から議案第69号まで即決といたします。

また、本日追加提案されます議案5件につきましては、日程第18の後に追加提案として取り扱うことといたします。審議方法につきましては、議案第70号から議案第74号は即決といたします。

なお、新型コロナウイルス感染対策のため、執行部につきましては議案審議に関する出席態勢としております。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

ただいま前原議会運営委員会委員長の御報告のようにでございますが、今回のこの日程につきまして市民の皆様やマスコミの皆様にも事前にお知らせをしておったこととかなり変わっておりますので、市民の皆様、マスコミの皆さん方におわびをまず申し上げたいと思います。大変申し訳ございません。しかしながら、コロナの拡大防止とか市民生活を重視することとでございますので、その点を御理解いただきながら今日の会議を進めていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、3番村上議員におかれましては、今日は起立採決がほとんどということでございますので、挙手で採決に加わっていただくということで村上議員からの申出がっておりますので、それを許可しておりますので、御報告をしておきます。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日間にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（荒巻隆伸君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、7番古賀義教君、8番前原武美君、兩名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査、定期監査）

○議長（荒巻隆伸君）

日程第3. 監査報告について監査委員の報告を求めます。平井監査委員、よろしくお願います。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

改めまして、おはようございます。

まず、例月出納検査の結果について御報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、令和2年7月分を8月26日、8月分を9月28日、9月分を10月26日に実施をいたしました。

検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在におけるところの各会計別歳出簿の現金額は、指定金融残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項、また、指摘事項も認められず、全て適正に処理されておりました。

以上、例月出納検査の結果について御報告を終わります。

次に、令和2年度定期監査の結果を御報告申し上げます。

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定により、毎年期日を定めて行うもので、報償費、原材料費、公課費等を中心に、各事業の管理及び出納、その他の事務の執行状況を主眼に監査いたしました。

今回は、事務の執行が合理的かつ効率的、また、法令等の定めるところに従って適正に行われているか、質問の方法等により行政監査を取り入れて実施をいたしました。

期日につきましては、令和2年10月12日から10月20日まで行いました。

本年度は、7節. 報償費、15節. 原材料費、20節. 貸付金、21節. 補償補填及び賠償金、23節. 投資及び出資金、24節. 積立金、25節. 寄附金、26節. 公課費、27節. 繰出金に重点を置いて監査を行ったところ、支出事務等は適正に処理されておりましたが、次の事項につ

きましては検討を望むものであります。

報償費の支出に当たり、図書券等を取り扱う場合には引き続き厳重な管理を徹底されることを望みます。

公課費の支出につきましては、公用車の車検時の自動車重量税が主であります。公用車の有効活用と費用対効果について引き続き検討されることを望みます。

積立金の支出につきましては、主に定期預金等の利子であります。今後も引き続き安全かつ有効な資金運用管理に努められることを望みます。

なお、詳細につきましては、別添監査報告書を御高覧賜りたいと存じますが、今後も最少の経費で最大の効果を上げるよう、行財政改革で経費節減の推進に努められるよう望むものであります。

以上、簡単でございますが、令和2年度定期監査の結果の報告といたします。

○議長（荒巻隆伸君）

ここで暫時休憩をいたします。再開はブザーをもってお知らせをしたいと思います。よろしく願いいたします。

午前9時43分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

日程第4 請願付託の報告について

○議長（荒巻隆伸君）

続いて、日程第4．請願付託の報告について。請願第3号 全企業へ『永久劣後ローン』融資制度の創設を求める意見書提出に関する請願についてを議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○議長（荒巻隆伸君）

ありがとうございました。

これに対する質疑については省略をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、質疑を省略いたします。

会議規則第141条第1項のただし書の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

請願第3号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願第3号は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、請願第3号 全企業へ『永久劣後ローン』融資制度の創設を求める意見書提出に関する請願については採択されました。

日程第5 議案一括上程

○議長（荒巻隆伸君）

日程第5. 議案の一括上程を行います。

承認第8号の1件、議案第59号から議案第69号までのうち議案第62号を除く10件を一括議題といたします。

日程第6 提案理由説明

○議長（荒巻隆伸君）

日程第6. 市長の提案理由説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。本日、ここに令和2年第4回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙の中、御出席を賜

り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本会議に御提案いたします案件につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております承認第8号 専決処分の承認についてから議案第69号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）までの11件でございます。

まず、承認第8号 専決処分の承認につきましては、令和2年10月5日付で専決処分をいたしました専決第8号 令和2年度みやま市一般会計補正予算（第7号）につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第59号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第60号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、みやま市国民健康保険税条例の税額の算定に係る規定の一部を改正するものでございます。

次に、議案第61号 地方税法の改正による延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方税法の改正により、地方税における延滞金の割合の特例について見直しが行われたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第63号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道事業の変更認可申請における事業計画書の見直しに伴い、認可値の変更が必要となったため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第64号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正による延滞金の特例基準割合の変更及びみやま市公共下水道事業の排水区域の分割のため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第65号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に

関する基準を定める省令の一部改正により、火災予防条例（例）について所要の改正が行われたため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第66号 工事請負契約の変更契約の締結につきましては、さきの議会において可決いただきました工事請負契約の内容に変更が生じたので、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第67号から議案第69号につきましては、本年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の一般会計の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策への支援策であります。また、みやま全力応援事業の第8弾に要する経費のほか、令和2年7月豪雨災害及び台風10号により被災した農業用機械やハウス施設、生産資材等の復旧に係る経費、4校統合小学校建設に伴う解体設計、基本・実施設計等に係る経費や、ふるさとみやま応援基金への寄附金の積立て等を計上いたしております。

次に、後期高齢者医療につきましては、税制改正に伴うシステム改修委託料の追加及び広域連合納付金の額の確定に伴う減額補正を計上いたしております。

次に、介護保険事業につきましては、介護保険システム改修委託料を計上いたしております。

なお、各議案等の詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第7 承認第8号

○議長（荒巻隆伸君）

次に、日程第7. 承認第8号 専決処分の承認について（専決第8号 令和2年度みやま市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

皆様こんにちは。承認第8号 専決処分の承認について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症対策及び令和2年7月豪雨における緊急を要する経費について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年10月5日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決第8号 令和2年度みやま市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算にそれぞれ63,061千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26,878,149千円といたしております。

まず、歳入予算について主なものを御説明いたします。予算書6ページからでございます。

11款1項1目の普通交付税4,000千円は、一般財源を調整して追加いたしております。

続いて、7ページ、15款2項1目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、インフルエンザ予防接種助成事業に充てるため、23,061千円を追加いたしております。

次に、予算書8ページ、16款2項6目の地域防災がけ崩れ対策事業費補助金36,000千円は、歳出予算に連動し計上いたしております。補助率90%でございます。

引き続き、歳出予算の主なものを御説明いたします。予算書9ページからでございます。

4款1項2目のインフルエンザ予防接種臨時助成金は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も懸念される中、医療機関の負担軽減及び市民のインフルエンザによる重症化を防ぐことを目的にインフルエンザ予防接種の助成を行うもので21,555千円を計上いたしております。

次に、予算書10ページ、8款3項2目の設計委託料40,000千円は、令和2年7月豪雨が激甚災害に指定されたことに伴い、崖崩れ対策工事の設計委託料を追加するもので、山川町真弓地区、甲田地区、高田町亀谷地区の3か所を予定しております。

なお、詳細な内容につきましては資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑に当たっては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いいたします。

なお、承認第8号につきましては質疑の通告があつておりませんが、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、承認第8号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第8号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

承認第8号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、承認第8号 専決処分の承認について（専決第8号 令和2年度みやま市一般会計補正予算（第7号））は原案のとおり可決をされました。

日程第8 議案第59号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第8. 議案第59号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）

それでは、議案第59号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでござい

ます。

改正の内容でございますけれども、本条例において引用いたしております法律の改正による条ずれ等に対応いたしますために、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第59号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第59号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第60号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第9. 議案第60号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。吉開市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（吉開照修君）（登壇）

改めまして、皆さんこんにちは。

それでは、議案第60号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成30年度の税制改正による給与所得控除及び年金所得控除の額を100千円減額する改正事項が令和2年分の所得から適用されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

改正の主なものといたしまして、現行の軽減所得判定所得額につきまして、給与所得者及び年金所得者に係る所得控除額の減額に対する措置といたしまして、その対象者分を軽減判定所得に増額するための改正に関するものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第60号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第60号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第61号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第10. 議案第61号 地方税法の改正による延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由の説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第61号 地方税法の改正による延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部改正により、地方税における延滞金の割合の特例について見直しが行われたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、本則の延滞金の規定に係る延滞金の割合の特例につきまして、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」と名称を変更し、その定義につきましても、「平均貸付割合」として、財務大臣が告示する割合と変更するものでございます。実際の延滞金の額につきましては、現行制度の維持にとどまり、新たに延滞金の額が増えるものではございません。

当市の条例におきましては、4月臨時議会に御承認いただきましたみやま市税条例のほか、みやま市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例、みやま市営住宅条例、みやま市後期高齢者医療に関する条例に同様の規定がございますので、今回、市税条例以外の3つの条例につきまして改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第61号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第61号 地方税法の改正による延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第62号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第11. 議案第62号については取下げの申出を許可しておりますので、次に進んでまいります。

日程第12 議案第63号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第12. 議案第63号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。甲斐田上下水道課長。

○上下水道課長（甲斐田裕士君）（登壇）

改めまして、こんにちは。議案第63号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

小石原川ダムの建設に伴い、福岡県南広域水道企業団より受水する基本水量が、令和2年度より4,000立方メートルから5,000立方メートルへ1,000立方メートル増加しております。当初の計画では現在も既に受水しております高田地区への受水量を増量する予定でしたが、自然災害等に対応するため、瀬高地区にて受水し、水源の二重化を図ることといたしました。

そこで、受水点の変更に伴う水道事業の変更認可申請を行うため、事業計画書の見直しを行ったところ、給水人口などの認可値の変更が生じたことから、みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第63号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第63号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第64号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第13. 議案第64号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。甲斐田上下水道課長。

○上下水道課長（甲斐田裕士君）

議案第64号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市矢部川流域関連公共下水道の事業計画区域の拡張を行うに当たり、汚水処理施設未整備エリアの早期完成を達成するため、整備内容の再検討を行いましたところ、瀬高第1処理分区を2つの処理分区に分けることでコストの縮減につながることから、条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

また、議案第61号と同様に、地方税法の改正により、延滞金の割合の特例規定を追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第64号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第65号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第14. 議案第65号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。北嶋消防長。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

改めまして、皆さんこんにちは。議案第65号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、全国の火災予防条例の例を定めました火災予防条例（例）の改正を受けまして、みやま市火災予防条例の所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、近年の電気自動車の普及に伴い設置が進められております電気自動車用の急速充電設備のうち、50キロワットを超えるものにつきましては、今後、普及がさらに加速することが予想されています。

一方で、50キロワットを超える急速充電設備は、変電設備の規制の対象となっており、当該規制は自動車等の充電を行うことが想定されておらず、不都合が生じております。この状況を鑑み、全国統一的な基準として急速充電設備の最大出力を200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置を定めるため、所要の規定につきまして整備を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、関係法令に合わせまして令和3年4月1日としておりま

す。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第65号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第66号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第15. 議案第66号 工事請負契約の変更契約の締結について提案理由の説明を求めます。坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）

議案第66号 工事請負契約の変更契約の締結について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、一般廃棄物最終処分場第2期施設整備工事におきまして契約変更の必要が生じたことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更契約の内容でございますが、処分場の造成工事において掘削いたしました土中約4メートルから、相当量の木くず、廃プラ等の混合廃棄物が発見され、新たに廃棄物の処理に要する経費が生じたこと、また、令和2年7月豪雨等により、場内の土木や水処理に関する経費が増加いたしましたことから、工事請負契約を43,112,300円増額し、357,487,900円とするものであります。

資料といたしまして、変更工事内訳書等を添付いたしておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

この議案につきましては事前に質疑の通告があつておりますが、ただいまの説明で足りないということであれば質疑を順番に進めてまいりたいと思っておりますが、11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

事前に出していたように、今簡単に増額になったと、43,000千円強の増額の費用の説明がありました。例えば、木くず、廃プラが出た、もしくは水処理の必要性が出たと。こういうものを含めて契約しているわけじゃないわけですか。そこの部分が1つお尋ねしたい。何でそれが、例えば、少量なのか大量に出たのか、その辺の違い、何で43,000千円増える必要があるのか。

それと、通告にも書いていますけど、工事の進捗でほかに理由があれば、細かいのがあれば説明していただきたいと。

なお、事前資料を頂いていましたけど、ここで変更の必要が生じたとなったから議会の議決をと、その変更の理由を書いていただきたいんですよ。例えば、この議案書の頭の理由の説明でも、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に対して出しますよと。これは当たり前の話であつて、変更の理由じゃないんですね。だけん、その辺もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（荒巻隆伸君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

御質問にお答えいたします。

まず、造成工事の内容について御説明いたします。

現在、みやま市では、焼却灰、ガラスくずを埋め立てるための最終処分場を持っておりま
す。その2期工事として最終処分場を造成するために、広さ8,100平米の土地を約4メート
ル掘削いたしまして、焼却灰を通した水を集める集排水管を布設いたしまして、その後、地
下に浸出水が浸透しないように遮水シートを張る工事を行っております。この工事完成によ
り、約1万9,300立方メートルの焼却灰の埋立容量を確保することができることになってお
ります。

今回の工事の内容の中で、この造成工事により掘削した土中約4メートルから、プラス
チック1,479立方メートル、坑木など129トンが出てまいりまして、それをふるい機によりま
して廃棄物を分別いたしまして、産廃業者のほうに処理を委託して処理をしております。

変更が生じた内容として、先ほど申しました産廃の処分費に加えまして大雨等によって崩
壊した分も含めまして造成工事5,500千円、さっき申したように、産廃処分をふるい機をか
けて処分したりする前処理の分を含めて24,200千円の増となっている分などがあります。

以上で概略の説明を終わりたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

この資料によりますと、産廃処分の費用がゼロになっていますよね。ということは、そう
いう産廃処分せにゃいかんものが出るということは想定していない契約になっているという
ことですか。そこだけ確認させてください。

○議長（荒巻隆伸君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

この工事を開始するに当たりまして、土質調査等も実は平成26年に行っております。その
中でボーリングを掘りまして、その土中の状況等については調査をしております。この

土地につきましては干拓によって造成された土地でありまして、そこが埋め土、盛土されている土地ということは分かっておりまして、そういうふうに、要するに石炭を掘るときに出てきたズリを埋め立ててあるということは分かっておりましたが、まさかこれほど多くの処分が必要な廃棄物が出るというのは予測できておりませんでしたので、今回の当初の契約ではその産廃処分費を計上しておりませんでしたので、今回のような契約変更をお願いしているわけでございます。

○議長（荒巻隆伸君）

11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

分かりました。それに合わせた造成工事も含めてトータル43,000千円上がったということですね。どこかのように国会での問題のようにならないようにだけお願いしておきますね。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。

続いて、通告をいただいております3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

工事内容内訳書の部分ですけれども、一番上の造成工事の数字ですね。その前に1つ、最終処分地の取得日をまず教えてください。

○議長（荒巻隆伸君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

御質問にありました土地取得日も併せて御回答してよろしいでしょうか。

土地取得日は1994年、平成6年に購入をしております。

取得額は約425,000千円となっております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

1994年ということで年数もたっておりますけど、土地と建物を建てるときに、大体土地の瑕疵担保期間という設定があると思うんですけれども、この瑕疵担保期間というのも既に過

ぎておるわけですか。

○議長（荒巻隆伸君）

村上議員、3回までですので、今のは2回目ですよろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

御質問にありましたように、瑕疵ということがないですかということだと思いますので、御質問にお答えいたします。

今回、このように多額の費用がかかったことも含めて、今回の件をどう対応するかということで、顧問弁護士とか福岡県などに法的な対応について協議いたしてまいりまして、先ほど御質問にあるように、瑕疵の条項があったのかというと、当初の契約書にはそういう瑕疵についての契約について定めがございませんで、契約書を見ると、契約に定めのない事項については協議して定めるといふ条項しかありません。

この法的対応につきましてもいろいろ弁護士さん等にも相談いたしましたけれども、埋まっていた廃棄物の処理の負担方法につきましては、廃掃法などの法的な問題ではなくて、売買契約上の問題にあるというふうに御指摘がっております。

当然、議員御指摘のように、こういうものが埋まっているということが想定されるということは売却する際に当然説明する義務があったんじゃないかというふうに思われると思いますし、私たちもそう考えておりますけれども、先ほど壇議員さんの御質問にもお答えしましたけれども、この土地は干拓地でございます、1952年、昭和27年に国営の三池干拓事業として着工されて、ここは日本で初めてのオランダ式干拓という方式で、さきに堤防を造って、そこを干し上げて、そこに農地を造成していく、また、日鉄鉱業という当時の石炭を掘る会社の共同事業で工業用地を造成していくということで生まれた土地となっております。先ほど申しましたように、要するにこの土地に石炭を掘ったときに出るいろんなズリというふうな表現をされてはいたしたけれども、そういうものをその土地に埋めて土地を造っていくという形で推移しておりますので、そういう経過でそこに埋まっていたということは当時1期工事のときにも恐らく分かっていたと思われまして、そういうことで計画がありますので、ちなみにうちが土地を購入しました会社は負債を抱えて解散しておりますので、今回の件についての協議をする相手方がいなかったということを含めて、今回については市のほうで負担せざるを得ないというふうに判断をしております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

状況は分かりましたけれども、これは非常にずさんな契約ですね。合併前の土地で、その後市になったのかもしれませんが、これは行政としてこういった契約はなされてはいけないと思います。きちんとそういった瑕疵の補償をして税金をきちんと有効に使っていただきたい。よろしく。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

ほかに。（「関連していいですか」と呼ぶ者あり）どうぞ、7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

今、村上議員さんから出たように、今後、土地の購入については、今回43,000千円の市民の税金を使うわけですから、慎重な契約を結んでいただきたいと思います。

それからもう一つ、廃棄物処理の積算根拠と申しますか、それは示していただけますか。

○議長（荒巻隆伸君）

古賀議員、質問は1回までですので。（「はい」と呼ぶ者あり）松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

お配りしております資料でございます変更工事内訳書を見ていただきたいと思います。上のほうから今回の変更に係る分の大きなものとしてありますように、まず、造成工事として、掘削土中の産業廃棄物を分別するために費用が5,500千円がかかっているということと、下のほうに行きまして、産廃関係でいきますと、産業廃棄物処分工ということで24,000千円の直接経費がかかっているということになります。この積算根拠と申しますと、要するにいろいろの処理の仕方がありますけれども、できるだけコストを抑えるために、ごみについても、要するに坑木とかビニールとかを全部分けないと、産廃処分業者さんのほうも受け入れていただけませんし、要するに泥と石を分けたりする作業ということで、そういうものを細かく、できるだけコストを抑えるために機械を使いましてふるい機にかけて細かく分けて、それを産廃業者さんのほうに持ち込んで処分していただくというのが大まかな工事内容となっております。

よろしく申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

ほかに。8番前原武美君。

○8番（前原武美君）

いや、今の関連で、1回じゃなくて、今回はないということですので3回まで認めていただきたいと思います。事前通告制は取らないということでしたら、3回まで質疑はいいということになります。（「今までどおり」と呼ぶ者あり）今までどおりですから。

○議長（荒巻隆伸君）

今までどおり。（「で、1回じゃないです」と呼ぶ者あり）申し訳ございません。（発言する者あり）すみません。事前通告の試行を今回取りやめるということで3回まで認めるということでございますので、2回目、7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

さっきの量とかの積算、そういうのはないんですかね。木材が何トンで幾らとか、コンクリートが何トンで幾らとか。（発言する者あり）それを下さいということですよ、駄目ですか。私が言っておることが無理なのかな。

○議長（荒巻隆伸君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

詳細な単価は後で議員さんのほうに御説明したいと思いますので、よろしいでしょうか。

（発言する者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

古賀議員さんにお示しをされて、あとは古賀議員さんのほうで対応をお願いします。よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

なければ、これで質疑を終わります。

議案第66号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第66号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第67号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第16. 議案第67号 令和2年度みやま市一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

皆さん、改めまして、こんにちは。

それでは、議案第67号 令和2年度みやま市一般会計補正予算（第8号）について提案理由の御説明を申し上げます。少々長くなりますけれども、よろしく願いいたします。

令和2年度みやま市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算それぞれに530,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27,408,559千円といたしております。

まず、予算書5ページをお願いいたします。

予算書5ページの第2表 繰越明許費でございますが、年度内に完成が見込めない2つの事業につきまして限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

次に、予算書6ページ、第3表 地方債補正でございます。

急傾斜地崩落対策整備事業及び過疎対策事業において、歳出予算に連動し地方債の限度額を変更いたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。予算書9ページからでございます。

11款1項1目の普通交付税95,638千円は、一般財源の額を調整し追加いたしております。

次に、予算書10ページ、15款2項1目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、がまだす・みやま全力応援事業第8弾の経費に充てるため、62,767千円を追加いたしております。

また、5目の学校保健特別対策事業費補助金は、福岡県が感染症対策・学習保障等に係る支援事業の加算地域として追加配分が行われることとなったため、本市では大型掲示装置等の機器を購入するもので7,750千円を追加いたしております。補助率2分の1でございます。

続きまして、11ページ、16款1項1目の後期高齢者医療保険料基盤安定負担金は、額の確定に伴い、14,093千円を減額いたしております。

次に、予算書12ページ、16款2項4目、農林水産業費県補助金は、農事組合法人等の農業機械導入に対し助成しますスマート農業推進強化事業費補助金53,106千円や、令和2年7月豪雨及び台風10号などにより被災した農業者等を支援する被災農業者支援事業費補助金10,876千円、同様に被災園芸産地改植等支援事業費補助金11,636千円などを計上いたしております。

続いて、13ページの18款1項1目、ふるさと寄附金は、新たな返礼品の追加等により寄附金の増が見込まれることから、1億円を追加補正するものでございます。

次に、14ページ、22款1項4目の急傾斜地崩落対策整備事業債10,000千円及び6目の統合小学校施設整備事業債68,200千円は、それぞれ歳出予算に連動し市債を追加するものでございます。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明いたします。予算書15ページからでございます。

2款1項1目の地域活動支援金は、各行政区に対し、感染拡大防止対策を実施してもらい、地域活動のさらなる充実を図るための支援金を支給するもので、19,950千円を計上いたしております。

次の6目、企画事務費は、ふるさと寄附金の増に伴い、返礼品や通信運搬費等の経費を追

加いたしております。

次に、8目の東京圏移住支援金600千円は、東京圏から本市に転入して起業される予定の方へ支援金を支給するものでございます。

続いて、9目のふるさとみやま応援基金積立金は、追加補正する寄附金を基金へ積み立てるもので1億円を計上いたしております。

次に、10目のRPA導入支援委託料は、確定申告期間の長時間密集した税務事務を軽減するため、業務の自動化を行うもので802千円を計上いたしております。

次に、予算書16ページ、2款2項1目の税務事務費1,568千円は、確定申告時の感染防止対策を行うための経費で、会場の消毒作業や、申告の順番待ちをシステム管理し、混雑時には電話による来場案内を行うなどの対策を講じるものでございます。

続いて、17ページ、3款1項1目の健康・福祉フェスタ実行委員会補助金は、事業中止に伴い、補助金3,300千円を減額いたしております。

また、次の介護保険事業特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金は、それぞれの特別会計の補正予算と連動し繰出金を補正するものでございます。

次に、4目の障害者福祉費は、障がい者自立支援給付費のシステム改修委託料2,000千円のほか、前年度精算によります国県補助金等返還金を計上いたしております。

次に、18ページ、3款2項1目及び2目につきましても、それぞれの事業ごとに前年度精算によります国県補助金等の返還金を計上いたしております。

続いて、19ページの3款3項1目、生活保護事務費も、同様に生活保護費の医療扶助費分が見込みより少なかったこと等による国県補助金返還金6,160千円を計上いたしております。

次に、予算書20ページ、6款1項3目、水田農業振興費のスマート農業推進強化事業費補助金43,005千円は、感染症対策に取り組むため、農事組合法人など14件の農業機械導入に対し助成をするものでございます。

次の園芸農業振興費のうち、被災農業者支援事業費補助金10,876千円は、令和2年7月豪雨及び台風10号などにより被災した農業者に対し、復旧や修繕経費等の一部を助成するものでございます。

また、被災園芸産地改植等支援事業費補助金11,636千円は、先ほどと同様に7月豪雨により被害を受けた農業者に対し、生産資材の購入や経営再開に必要な修理等の経費の一部を助成するものでございます。

また、6次産業化施設整備事業費補助金1億円は、6次化産業に特化した給食製造施設整備を行う事業所に対し助成をするもので、県10分の10の補助事業でございます。

続いて、育苗施設感染防止対策支援事業費補助金6,000千円は、新型コロナ地方創生臨時交付金を活用し、JA南筑後が所有している瀬高育苗所における機械設備導入に対し助成するものでございます。

次に、4目の畜産業費のふくおかの畜産競争力強化対策事業費補助金7,275千円は、飼養規模拡大に係る牛舎設備改修費用の一部を助成するものでございます。

続いて、予算書21ページ、7款1項2目のイベント実行委員会補助金は、まるごとみやま秋穫祭の中止に伴い、実行委員会補助金を8,800千円減額するものでございます。

次のプレミアム商品券事業補助金19,000千円は、市内限定のプレミアム付商品券を発行することで、市内における消費を喚起し、コロナ禍で落ち込む地域経済の回復を支援するもので、発行額1億円、プレミアム率25%としております。また、「新しい生活様式」に対応するため、キャッシュレスによる電子商品券を発行する予定といたしております。

次に、予算書22ページ、8款3項2目の設計委託料は、令和2年7月豪雨により崩壊した河原内地区の急傾斜地復旧工事のための設計委託料を追加するもので、20,000千円を計上いたしております。

続いて、23ページ、9款1項1目の予防接種委託料は、救急隊員に麻疹、風疹等の抗体検査及び予防接種を実施することにより、救急業務のさらなる感染防止対策を図るもので、1,338千円を計上いたしております。

次に、救急活動費の消耗品費4,430千円は、新型コロナ感染症対策のため救急資材の使用が増加しており、不足分を追加購入するものでございます。

続いて、2目の消防団運営費及び消防団活動費は、みやま市消防出初め式の規模縮小等により、食糧費及び団員旅費を減額するものでございます。

次に、予算書24ページ、10款2項1目、学校管理費の学校司書報酬は、中学校に配置する予定であった学校図書司書1名を小学校に配置したため、報酬を組み替えるものでございます。

また、管理用備品購入費10,500千円は、GIGAスクール構想による1人1台の学習用端末整備に伴い、大型掲示装置等のICT機器を導入することにより、ICT教育環境のさらなる充実を図るものでございます。

続いて、3目の学校給食費は、小学校に配置する予定であった学校給食調理員1名を中学校に配置したため、報酬を組み替えるものでございます。

次に、4目の統合小学校建設事業費は、岩田、二川、江浦、開小学校の4校統合に伴い、統合校となる二川小の解体設計委託料、アスベスト調査業務委託料及び基本・実施設計委託料を追加するもので、総額77,300千円を計上いたしております。令和5年4月開校を目指し、事業に取り組んでまいります。

次に、予算書25ページの10款3項1目の管理用備品購入費5,000千円は、小学校と同様に大型掲示装置等のICT機器を導入するものでございます。

次に、予算書26ページ、10款4項1目の文化祭実行委員会補助金は、事業中止に伴い、2,500千円を減額いたしております。次の囲碁フェスティバル開催補助金も同様に500千円を減額いたしております。

最後に、予算書27ページ、10款5項1目の体育事業費についても、先ほどと同様に九州選抜少年剣道大会及び清水山ロードレース大会の中止に伴い、所要額を減額いたしております。

なお、詳細な内容については資料に記載をいたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

ここで暫時休憩をいたします。11時50分再開ということで暫時休憩をいたします。

午前11時36分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

先ほど提案理由の説明がございましたので、質疑から行ってまいります。

まず、歳入については一括して行いますので、歳入についての質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

前原議員からの通告があってございましたが、10款のところでも最初に質問をしていただくということでよろしいでしょうか。

それでは次に、歳出について款ごとに行ってまいります。

まず、2款．総務費について質疑を行います。質疑ございませんか。7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

15ページの2款1項1目．地域活動支援金、コロナの関係で各行政区に地域活動支援がされていますけれども、その中で瀬高の河川浄化とか、山川で言えば、道路愛護、高田では何て言っているか分かりませんが、道路愛護、河川浄化運動があつておりませんが、道路や水路などが非常に荒れておると。で、この支援金を活用してされた人たち、それを活用して整備ができるかということですが、よろしいでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

私のほうからお答えいたします。

先ほどの古賀議員さんの具体的な内容で支援できるかということで御質問があつた点ですが、今回の支援金につきましては、こちらのほうの考えとしましては、これから空気が乾燥をしてまいりますので、ウイルスが活発化することが懸念をされております。現在、先ほどの道路愛護等も含めまして行政区の活動が一定進んでいないというところの現状はございまして、積算としましては、先ほど言ったようなウイルス感染の対策として、空気清浄機や加湿器、そういったところを購入していただくための経費として均等割50千円ということで、あと残り世帯割千円を地域の感染対策の消耗品ということで計算をして積算をしております。

ただ一方、地域の実情で必要経費が異なるかというふうには思っておるところでございます。そういったことを考えまして、支援する内容につきましては、先ほどの積算はこういった形でしておりますけれども、地域で使っていただく内容につきましては制限をかけるつもりはございません。

そういったところで、もしこちらのほうで駄目だという部分につきましては、例えば、支援金を現金で配付する、そういったところについては控えていただきたいというふうにご考慮しております。また、支援金の使った内容についてこちらのほうに報告を求めるといふこともいたしませんので、地域の実情に応じて使っていただければというふうにご考慮しております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

区全員だと過密になりますので、若い人たちに何人か出ていただいて、その中で草刈りの燃料費とか弁当代ぐらいをと考えておりましたけれども、それはいいということですね。いや、答えてもらおうと、また私が1問損をする。よかったです。それぐらいの費用ですよ。区の代表に出ていただいた方にガソリン代とか昼の弁当代ぐらいを出すぐらい。よかです、そんならもう。

○議長（荒巻隆伸君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

今お聞きいたしますと、燃料費とかお弁当代とかという話をいただいているところですが、趣旨といたしましてはコロナ対策でございますので、安全に地域活動を行っていただく、感染防止対策も行っていただく、やはりそういうのが趣旨としてございますので、燃料代と弁当代というのはちょっとその趣旨には合わないかなというふうにも思いますが……

（発言する者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

後でまた出てきます。もう一回ですね。

それと、県に緊急雇用対策事業があったと思うんですが、今後もこういうコロナが収束しなかった場合は、道路愛護、河川浄化ができませんので、こういう状態を緊急雇用対策で対応できないかなと思いますけれども、あれは県の事業やったですかね。

○議長（荒巻隆伸君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

緊急雇用対策は県の事業でございます。一応スケジュール的に12月で一旦締めるというふうなスケジュールになっておりますので、スケジュール的にも厳しいかなと。

それから、雇うのは基本的には市がやる事業で雇うというのが基本的な考え方にはあるよ

うです。ただ、市が民間に委託してやるような事業も場合によっては該当するというふうなお話は聞いておりますが、いずれにしても、今の時期ではなかなかそれを使うというのは難しいかなというふうに思っています。（発言する者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

今コロナ対策とかでこれは使用するということのようにございますので、執行部のほうはそういう中でどういうふうな作業、どういうふうなものを想定して、この予算化をされとるかというのが1つとですね。大きな意味は感染防止対策でしょう。

それと、これは国、県からの支出金になつとりますが、均等割で50千円、149行政区、それから、世帯割千円掛け1万2,500世帯という数字があります。1万2,500世帯というのは何で1万2,500世帯なのか。ちらっと頭の中にまず浮かぶのは、隣組等々に入っていない方をのましてあっとじゃなかですかというふうに考えますが、私の考えは違うんでしょうかということです。

それから、区の作業によっては、古賀議員がおっしゃられた公役とか、そういうもんじゃないんでしょうけれども、例えば、何らかするにしても、区民がなかなかそこに出てきていんな作業するというのは難しいんじゃないかと私は想定するんですが、ですから、どういことをせろとおっしゃっているのか、具体的な想定してこれは予算化してあっと思いますので、そこら辺を教えてくださいたいと思います。

今言ったように、1万2,500世帯の件と2つ、よろしければ。

○議長（荒巻隆伸君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

まず1点目のどういったところを想定されているか、使い道の部分でございますけれども、先ほど言ったとおり、例としては、空気清浄機であったりとか加湿器であったりとか、総会等をする際の感染防止対策の器具というのを一定考えております。

あともう一方では、地域活動が停滞している部分等がございますので、例えば、地域活動を活発化するために、例えば、机とか椅子とかが必要であるとか、そういったところはその

中にも入っておるかと思えます。例えば、高齢者の方が集まる際に、非常に椅子が高い椅子といえますか、そういったところがあると、その公民館とかに寄りやすいとか、そういったところの地域活動を活発化するための資材等も充てていただいて結構かというふうには考えておるところでございます。

もう1点目の世帯数でございますけれども、現在、区のほうの隣組のほうに世帯の補助金のほうを出しております。こちらのほうの配付する基礎となります世帯数につきましては区長さんが隣組に配付していただいております配付枚数、そういったところが1万2,500程度となっておりますので、それを積算根拠といたしております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

その区の実情ばよう御存じなから思いますがね。今まで宝くじの分のあったでしょう。あれでほとんどのところはそういったものは購入してあるんじゃないかと。各区は私も知らんけんが、あんまり強かごとには言われませんが。私のところでいうならば、既にそういうのは買ってあると。そういうことを十分把握した中で、今、机とかなんのかんの、高齢者が座りやすいようにとかなんのかんのおっしゃるとかどうか。それが1つですよ。

それと、1万2,500、区長さんが配るなはつとこと。ということは、この施策は配ってなかとこにはコロナ対策とかで支援しませんよと、おたくは言いよつとと変わらんじゃなかですか。全市民に対するこれは支援でしょう。違いますか、市長。全市民に対する支援でしょう。1万2,500、区長さんが配付しよつとこだけ支援しましょうというのと変わらんじゃ、市民に対する差別じゃなかですか、これは。そこら辺をどう思いますか、市長自ら。お願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

コミュニティー活動をしっかり行っていただくようにというのの支援金のつもりでございますので、どうぞ御理解いただきたいと思えます。（「議長、答えになつとらん」と呼ぶ者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

補足の答弁ございませんか。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

この支援につきましては、まず、ベースといたしましては、地域活動に対する支援金ということでございますので、主に行政区の活動、より住民福祉に資する活動、そういったものに対する支援というふうな考え方をっております。

以上でございます。（発言する者あり）

先ほど申し上げました行政区の活動の地域活動におきまして、今構成している地域活動を行っていただくめどとして、行政区の中に入っておられる方の人数といたしまして1万2,500というふうなところで出しておるところでございます。

○議長（荒巻隆伸君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

今の話を聞くと、公民館活動に加入してあるところで1万2,500を出したということですから、この支援策というのはみやま市民全域に渡らん、で、公民館活動に常に参加をしてある人数だと。だから、参加しとらん人は支援しませんよと、そういうふうなことを取らるるわけです。そういうふうなみやま市の施策でよかったですかと。全市民にある程度全部届くような施策をせんならできんとやなかかと私は言いよるわけです。何で1万2,500ですか。世帯は1万四千何ぼあつでしょう。2,000世帯ぐらい少なかやなかですか。この人たちの扱いをどげんしよつとですか。1万2,500という数字はここに出とつでしょうが。この人たちだけにやりましよう。そこから何じゃ、ごちゃごちゃ話の出よるばつてん、地域活動ち言うたつて、1万2,500という世帯数が出とるやなかですか。何で1万四千何ぼという世帯数でやらんとですか。地域、地域に、そがしこ分割して149行政区に渡しなはつとでしょう。例えば、岩津にすれば、今登録してあつとは330ぐらいと思いますが、実際はまだ多かですたいね。その人たちは関係なかですよと言つとと変わらんじゃなかですか、この支援策は。私だけがそげん思いよつとでしょうかね。これは差別した支援ですよ。国、県からの支出金でしょう。個人に一つ一つ渡さん、だからこそ、1万4,500ぐらいの世帯数で皆さんの地域にこがしこいらっしやいますからここで活動してくださいということがほんなこつちやなかですか。公民館活動をしよらん人は省いてよかですよと言わんばかりの数字ですたいね。どげ

ん思いなっでしょうか、最後です。はっきりと教えてください。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

お答えいたします。

この地域活動のベースとして今広報をお配りしている世帯を積算根拠といたしておるところでございます。今、瀬口議員さんがおっしゃるように、これはベースとしては隣組に入っておられない方については、ある意味、地域活動の母体として人数としてカウントしておりません。それは差別につながるのじゃないかというふうな御意見を今賜ったわけでございますが、個人個人にこれは支給する個人への支援ということではございません。（「そがんとは分かっったい」と呼ぶ者あり）やはり地域ベースでございますので、一方では、行政といたしまして、そういう隣組に加入しておられない方々について隣組活動に加入していただくような促進を行いながら、今後この地域活動という部分につきましてやってまいりたいと思います。

それで、そういう地域活動の人数が増えていく部分がございましたら、世帯のカウントにつきましてもこの部分の増加分等につきましては支給をまた予算を膨らましてやっていきたいというふうに思いますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。（「今の答えで一言だけよかですか。なら、座ったまま言いますよ」と呼ぶ者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

答弁はないんですけど（「みやま市民を差別した施策です。これだけ言っておきます」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。4番奥菌由美子君。

○4番（奥菌由美子君）

15ページ、2款1項10目。情報政策費のRPA導入支援委託料なんですが、この説明を読みますと、確定申告期間の長時間密集した税務事務を軽減するため、業務の自動化を行うRobotic Process Automationを導入するという説明なんですが、具体的にはどういった業務が自動化されるのか、また、それによってどういった効果を見込んでいらっしゃるのか、もう少し詳しく御説明をいただければと思いますが。

○議長（荒巻隆伸君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

お答えします。

R P A、Robotic Process Automationということで、言い換えれば、システム入力業務の一部のプロセスを自動化するものでございます。今回、税務課のほうでちょうど確定申告時期にも重なる業務として市民税の特別徴収関係の異動届の入力業務等がございまして、その作業について、実は本年度福岡県で連絡協議会をつくっておきまして、そちらのほうで試験的にR P Aをやってみたということがございまして、で、同じように市民税業務の異動届を登録する業務をR P Aでやるということでやってみたんのですが、中身的には異動届をエクセル表に直したやつを電算システムの中にありますシステムに、今まではエクセルのデータをシステムに入力するという作業を人の手でやっておったんですが、その部分をオートメーション化してエクセルの表からみやま市の基幹系のシステムに自動的に数字を入力できるような仕組みを取り組んできたところでございます。その試験をした結果として、業務的には時間数にして約60%ぐらい削減効果があったということがございまして、ちょうど申告時期にどうしても感染症対策で人手が必要になってきますので、そちらのほうに人手を割く意味でも自動化できる部分は自動化して作業を効率化したいということで、今回R P Aの導入の補正予算をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

4番奥菌由美子君。

○4番（奥菌由美子君）

試験的に施行された結果、時間的には約60%の時間削減効果が見込まれたということで非常に効果があるということで、今回ちょうど確定申告時期に合わせて導入ということですので、ただ、現場の対応とかいろいろ初めてのことで逆に混乱を招かないように、実際の運用に関してはしっかりと、マニュアルとかも多分つくられるとは思いますが、その辺の対応もしっかりしていただけたらと思います、一応そのあたりも教えていただけますでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

試行した段階でも税務課のほうと連携しながら取り組んでまいりますので、そのときの課題等もあれば、そういったところも連携しながら解決できるような形で、なるべくスムーズに進むようにやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。

ほかにございますか。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

定住促進費の東京圏移住支援金についてでございますが、この事業はただ単にあつたらいいなという事業なのか、でないとすれば、この具体的な要件、ここに書いてありますのは、60歳未満の単身者ということで書いてありますけれども、この方のこの支給する分での要件ですね、基本的に何年以上住んでいただくとか、そういった分が決まっていればお教えいただきたいと思いますが。

○議長（荒巻隆伸君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

お答えします。

こちらのほうは県の事業でございまして、実は東京の23区の区域から福岡県の12市13町、具体的にみやま市もそこの中に入っているわけですが、そちらのほうに移住してきた方で、県のホームページにマッチングサイトがございまして、そちらのほうに登録されます中小企業に就職をされるか、あるいは社会的な事業の分野で起業されるか、いずれかのことでお仕事をされるということが条件になっています。

東京23区のほうには5年以上お住まいになっておる方が、移住先福岡県のほうに、今回はみやま市のほうに来られるということで、みやま市のほうには5年以上継続して住んでもらうというのが条件になっているところでございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

ないようでございますので、ここで午前中の会議を終わりたいと思います。暫時休憩をしたいと思います。再開は1時半でよろしいですかね。再開は1時半からということでお願いをしておきます。

午後0時14分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

午前中に引き続き議案第67号の歳出についての質疑を行ってまいります。

次に、3款、民生費について質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

なければ、次に6款、農林水産業費について質疑を行います。質疑ございませんか。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

6款の農業振興費で、6次化産業施設整備事業費で1億円ということでありましてけれども、これについては説明で給食関係と書いてありますけれども、これについては具体的にどこということ決定されているのか、それとも、今後、この事業について募集をかけて補助金を出すのか、その分については上のスマート農業についても同じような中身になるかなというふうに思います。これについても募集をかけるのか。

それとあと、このスマート農業については結構土地が広いところが主体的になるんじゃないかなというふうに思いますけれども、ここら辺の具体的な地域の検討等はされているのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

まず、6次化産業施設整備事業費補助金でございます。これにつきましては現在市外の企

業さんがみやま市内に土地を購入されて、国の交付金を活用して、今申請されておおむねできるということで、いわゆる国からの1億円なんですけれども、市を経由して間接補助という形でありますので、こういった計上をさせていただいておるところでございます。

それから、スマート農業推進強化事業費補助金ですかね。これにつきましては園芸と水田とありますけれども、園芸部門におきましては、JR南筑後のほうがミカンの糖酸度計の導入であるとか、あるいはアスパラガスの自動計量結束機の導入ということで申請されております分を計上させていただいております。

あと1つの水田関係のスマート農業推進強化事業費補助金もですけれども、新型コロナの対策ということで農業機械の購入費ということで、農事組合法人、それから、認定農業者ということで14件のほうから申請を受け取りまして県のほうに申請を上げているところがございます。これにつきましては内報も既にいただいとるところでございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

今回のスマート農業については、先ほど課長の説明でいけば、新型コロナへの対策ということで接触を避けるような分ということでのスマート農業推進事業ということだろうというふうに理解します。

これは全国的な分でも人的不足等含めて大型機械でもスマート農業等もあるということに、そういった事業も展開されてはおりますので、これを導入することによって、なるべく接触がないような事業とか、あるいは人件費が抑えられるような環境もぜひともこういった事業を通してつくっていただきたいというふうに思います。

以上です。答弁は要りません。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

ないようですので、次に、7款、商工費について質疑を行います。質疑ございませんか。

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

7款1項2目、ページ21ですね。プレミアム商品券ですけれども、柳川市がすぐ追加で120,000千円出しておりましたが、11月の連休時点でまだ20,000千円余ったそうです。うちも発行しましたけれども、1週間ばかりずっと販売してあったですね。それで、今回大丈夫かなというところですが、完売できるかどうかです。

○議長（荒巻隆伸君）

猿本商工観光課長。

○商工観光課長（猿本邦博君）

古賀議員さんの御質問にお答えします。

まず、令和2年度のプレミアム商品券につきましては、議会の承認を得まして3億円の25%で発行させていただきました、12月いっぱいが使用期間になっております。

議員御指摘のとおり、3億円の販売につきましても第1次で全部完売しなかったことは確かだと思っております。ただ、今回につきましても、額につきましては1億円で、紙で50,000千円と、電子、これにつきましてはコロナ対策を含めたところで非接触型という形で50,000千円という形で、これにつきましても商工会とも話を進めていく中で、やはり冷え込んだ地域経済を回復するために、そして、年末から年始にかけて市民の方のどうにかならんのかということで商工会とも一緒になって完売できるよう努めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

それから、今の時期から明けてから商工会は年間で一番忙しい申告の時期でございます。そういう中で、コロナで昨年も申告時期が遅れたかと思うんですが、それと相重なりますので、行政として何か事務費とか何か支援策は考えてあるのかどうか。多分大分バイトさんを雇わんと忙しいかと思うんですが、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

猿本商工観光課長。

○商工観光課長（猿本邦博君）

御質問にお答えします。

御質問のとおり、今回、商工会につきましては確定申告時期ということで、今回お話をす
る中で相当やはり商工会としても忙しい時期にこの事業を実施体として取り組んでいただき
ますので、市としましても事務費を4,000千円計上させていただいております。それにつき
ましては、やはり人件費、それとあと、密を避けるために、販売等を郵便局とか、そういつ
たところをお願いできるかを含めて検討する販売手数料や換金手数料につきましても市のほ
うで事務費として計上させていただいております。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

同じくプレミアム商品券なんですけど、がまだす支援策のほうの説明の3ページで、予算
総額19,000千円、県の補助が10,000千円、市負担15,000千円となっていますよね。で、予算
書を見ると、19,000千円が国、県。説明資料の一番後ろの11ページを見ると、国の地方創生
臨時交付金で19,000千円となっています。どれが本当ですか。市が幾ら負担せにゃいかん
か。もうちょっと詳しく教えてください。全部ばらばらですから。

○議長（荒巻隆伸君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

私のほうからお答えします。

ちょっと書き方が分かりにくかったかと思います。実は資料の3ページの県の補助10,000
千円というのは、市の予算を通らずに直接県から商工会のほうに実は補助が出る分ござい
ます。ですから、実質予算として組んでいるのは、3ページで言いますと、県の補助は組ん
でおりませんで、市の負担の15,000千円、それと、その下に書いておる事務費の4,000千円、
合わせて19,000千円を今回予算として組んでおります。この19,000千円が新型コロナの交付
金の全額対象になるということで、予算書のほうは19,000千円の国県補助金のところに充
当しているということでございまして、県の補助金は直接市のほうの予算を通していないとい
う形になっております。

以上でございます。（「確認です」と呼ぶ者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

ということは、この3ページの説明で市負担はあくまでも市を経由するだけということですね。一般財源を使うというのはゼロですね。

○議長（荒巻隆伸君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

市のほうから負担しますが、国のコロナの交付金を全額充てますので、市の一般財源としてはゼロということになります。（発言する者あり）

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

なければ、次に進めてまいります。次に、8款．土木費について質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

ないようでございますので、次に、9款．消防費について質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

それでは最後に、10款．教育費について質疑を行います。これは先ほど申し上げましたように、前原議員のほうから通告があってございましたので、さきに質疑を行っていただきたいと思っております。8番前原武美君。

○8番（前原武美君）

24ページでございます。10款2項4目の学校施設整備費で委託料77,300千円についてお尋ねをします。

この件については高田4校の再編関係予算であります。先日、再編の説明はあっております。その中も踏まえてお聞きしたいと思うんですが、計画については、将来の児童減少、これは社会減少の中で必ず減少は起きてきます。そういった部分で今回の統合する令和5年以降の児童減少を含めて、この規模、面積、建設計画を立ててあるのかを1点お聞きします。

次の2点目でございますが、今回のこの配置図、計画を聞かせていただいた中で、この委託は、基本設計、実施設計を一括で発注されるのかをお聞きしたいと思っております。入札方法もどのようにされるのかをお聞きしたいと思っております。

3点目でございますが、この統合整備を進めていく中で、以前ありましたが、桜舞館小学校建設当時がありました分では当初18億円の総事業費ということであったと思いますが、結果的には最終完成形の中では24億円だったと、ちょっと数字的には申し訳ないんですが、そういうふうになったというふうに思っております。そういった原因も踏まえながら、以前、桜舞館を造り上げるためには追加追加の予算があつて、最終的には当初の事業総額から大幅に変わった分で完成したというのがございます。今回も同じく、配置図では説明がありました、中身も説明がありましたが、規模がどういった規模を建てるのかということがここには説明がなされておられません。そういった分をして、じゃ、今後発注までにどのように議会等に説明をしながら進めていかれるのかをお聞きしたいと思っております。

○議長（荒巻隆伸君）

堤教育総務課長。

○教育総務課長（堤 則勝君）

私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず1つ目が、児童減少を今後見ながらやっていくのかということですが、一応4校統合による令和5年4月の開校の児童数は437人で14クラスと予測をしております。6年後、統合してから3年後、令和8年度までしか推計ができない関係上、そのときには387人13クラスと予定をしているところです。今後、最低でもクラスの分は6クラス必要でございます。国のほうの動きの中でも35人学級とかいろいろ動きもございますので、そういった部分を視野に入れながら一応計画を立てていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の入札方法なんですけれども、今後、予算を議決いただきまして契約検査課

のほうと協議しながら進めていこうと思っておりますけれども、できれば一括で行ければというふうに担当としては考えているところです。

3点目に、桜舞館小学校を例に挙げて、今後どのような形で説明をしながらということでもありますけれども、当然議決をいただいて入札業務に入っていきます。その中である程度金額が出た部分とかを含めながら、まず、所管の文教厚生常任委員会のほうに説明を随時しながら、それとあと、全協のほう等でも説明を進めながら今後進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

8 番前原武美君。

○8 番（前原武美君）

私が言ったのは、規模はどのようにされるのかは、配置図だけなんですよね、でしょう。説明を先日受けたのは配置図だけですよね。今おっしゃったクラスが6年後は1クラス減るという部分とかありますけど、そういった部分の将来形を、これは多額な事業費がかかると思うんですよね。設計費用だけでも77,300千円、建設費用の相当、桜舞館は私が先ほど言いましたような額になっていると思います。残念ながら人口減少の中で、生徒数、クラスは既に6年後1クラス減るという中とかを考えてみて、財政が厳しい折の中、今回は建設に伴うプレハブで仮校舎を造るとかありますよね。しかしながら、都市部の福岡辺りになると、仮設教室のままなんですよ。で、私のところを考えてみれば、それが空くならば、空き教室に管理棟の業務を入れたりとか、プレハブをされるわけですから、プレハブを活用するとか、いろんな分で、今言う財源の軽減を図るような考え方をされて検討されたのかということと、さっき言いますように、規模も何もないのに、プロポーザル、一括発注というのはどうなのかと。以前もこの市民センターの話もしました、先ほど桜舞館の話もしましたが、全くそういったことを示されずに、ただ一括発注というのはどういった発注の仕方をされるのか、私は疑問でございます。

当然、3番目の説明は十分していただいて、議会に説明しながら進めていただきたいと思います。私が今言ったのは、その前の話だと思うんですよ。ですから、そこら辺どう考えてあるか説明してください。

○議長（荒巻隆伸君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

規模の件でございますけれども、基本的な考え方としては御説明申し上げましたとおり、現在2棟建っております現校舎のほうを改修して、必要な教室数を確保するために教室を集約したいと。それから、今校舎と体育館の間に管理棟と呼んでおりますけれども、実質児童の昇降口、そして、会議室、そして、1つの家庭科室という特別教室が配置されているわけでございます。考え方としては、この棟を解体して、不足する特別教室、それから、今現在も教室棟のほうに職員室、保健室等も設置をされておりますけれども、当然職員数も増えてまいりますので、一定のスペースは確保する必要がございます。そのために解体をしまして新しい棟を設置して、そういったスペースを確保していきたいということで考えております。

広さにつきましては、当然、今の校舎、それから、体育館の間に造るという想定でございますので、床面積については限られております。今必要な教室数をこちらのほうで想定しておりますけれども、床面積が500平米の3階建てのトータルで延べ床面積が1,500平米程度必要だろうというふうに思っております。

そういったところを設計委託する場合にもきちんと説明をして、そして、子供たちの教育環境を一番に整えるということを念頭に置きながら、効率的、また、効果的な改修にしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

8番前原武美君。

○8番（前原武美君）

そういった分を逐次説明をされて進めていただけませんか。後でなぜこうなったのかということは、先ほど事例も述べましたが、なきように十分説明をやっていかれて進めていただきたいと思います。

児童の学びやが一番優先と思います。それで、あとの管理棟についてはいろんな検討がいいと思うんですよ。今からでも考えていただければいいんですが、そういった御意見を聞かれるような場を今から所管の委員会もございますので、逐次協議しながら進めて、入札まで時間はまだあると思いますので、そこら辺よろしくお願ひしたいと思っております。

終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第67号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。議案第67号の討論についてはただいまのところ通告がおりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第67号 令和2年度みやま市一般会計補正予算（第8号）については原案のとおり可決されました

日程第17 議案第68号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第17. 議案第68号 令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第68号 令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算からそれぞれ19,099千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ664,107千円といたしております。

まず、歳入予算について御説明いたします。予算書6ページからでございます。

6ページ、5款1項の一般会計繰入金は、歳出予算と連動し、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金をそれぞれ減額いたしております。

続いて、7ページ、8款1項1目の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金154千円は、システム改修に対する国庫補助金であります。

引き続き、歳出予算について御説明いたします。予算書8ページからでございます。

1款1項1目のシステム改修委託料770千円は、税制改正に伴うシステム改修分でございます。

続いて、9ページの2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、額の確定に伴い、事務費及び基盤安定負担金を減額するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。議案第68号の討論についてはただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第68号 令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第69号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第18. 議案第69号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

議案第69号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ5,060千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,175,766千円といたしております。

まず、歳入予算でございますけれども、6ページをお願いいたします。

6ページ、3款2項3目の介護保険事業費補助金は、システム改修に伴う国庫補助金で1,596千円を計上いたしております。

次に、7ページ、7款1項4目の事務費繰入金は、一般会計からの繰入金3,464千円を計上いたしております。

次に、歳出予算でございますけれども、8ページをお願いいたします。

8ページの1款1項1目の介護保険システム改修委託料は、国の法改正に伴うシステム改修分で5,060千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第69号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。議案第69号の討論についてはただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第69号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第69号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後1時59分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

お諮りします。議案第70号 みやま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから発議第5号 全企業を対象とした永久劣後ローン融資制度の創設に関する意見書までの6件を日程に追加し、追加日程第1から第6として直ちに議題としたいと思

ます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第70号から発議第5号の6件を日程に追加し、追加日程第1から第6として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 議案第70号

○議長（荒巻隆伸君）

追加日程第1. 議案第70号 みやま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第70号を提案する前に、本日追加提案いたします議案の概要について御説明申し上げます。

本日追加提案いたします議案は、議案第70号から議案第74号までの5件でございます。

議案第70号につきましては、国における人事院の給与勧告に基づき関係法令が改正されたことから、本市の条例を改正するものでございます。

次に、議案第71号から議案第74号までの補正予算につきましては、給与条例改正に関する補正及び4月の人事異動等に伴う補正をお願いするものでございます。

なお、議案第71号以降につきましては、担当者より提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第70号 みやま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、10月に国家公務員に対し出された人事院の給与勧告に対し、国においても関係法律が改正されることに伴い、これまでも人事院勧告に準拠して給与改定を行ってきた本市の経緯を踏まえ、条例の改正をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、第1条及び第2条につきましては、一般職の職員の給与に関するもので、期末手当について、年間2.6か月であったものを0.05か月引き下げ、年間2.55か月とするものであります。これに伴い期末・勤勉手当の支給月数は年間4.5か月から年間4.45か月となります。

第3条から第6条につきましては、議員報酬及び市長、副市長、教育長の給与に関するも

ので、期末手当について、年間3.4か月であったものを0.05か月引き下げ、年間3.35か月に改定するものであります。

第7条、8条につきましては、会計年度任用職員の給与に関する読替規定に所要の改正を行うもので、期末手当の月数につきましては変更はございません。

以上の改正について、第1条、第3条、第5条及び第7条は公布の日より施行し、第2条、第4条、第6条及び第8条につきましては令和3年4月1日より施行するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第70号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第70号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第70号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第70号 みやま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第71号

○議長（荒巻隆伸君）

追加日程第2. 議案第71号 令和2年度みやま市一般会計補正予算（第9号）について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第71号 令和2年度みやま市一般会計補正予算（第9号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度みやま市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ47,622千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27,360,937千円といたしております。

今回追加いたしております補正予算は、令和2年人事院勧告等に伴い、特別職及び一般職職員の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるなどの改定を実施いたしますために、所要額の補正を行うものでございます。また、これに併せまして人事異動等による人件費の補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入予算のほうから御説明いたします。予算書7ページでございます。

歳入予算は、11款1項1目の普通交付税を追加し、8ページの19款2項1目、財政調整基金繰入金を減額いたしております。

次に、9ページから歳出予算につきましては、給与改定分、人事異動等分の給料、職員手当等の補正、さらに、各特別会計と調整いたしました特別会計繰出金を計上いたしております。

なお、人件費補正の詳細につきましては、予算書34ページからの補正予算給与費明細書に記載をいたしております。

また、その後に添付しております一般会計補正予算の資料における1ページでございますけれども、1ページ目は特別職について、2ページは一般職についての補正予算内容を記載いたしております。資料のほうの2ページの最下段になりますが、一般職の補正額は、一般会計及び各特別会計を合算して給与改定分7,649千円の減額、また、職員の育児休業や長期の病気休暇等による減額分を調整した人事異動等分39,417千円の減額、合わせまして47,066千円の減というふうにいたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第71号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第71号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第71号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第71号 令和2年度みやま市一般会計補正予算（第9号）については原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第72号

○議長（荒巻隆伸君）

追加日程第3. 議案第72号 令和2年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

議案第72号 令和2年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総

額からそれぞれ3,103千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,493,011千円といたしております。

予算書は6ページからでございます。

6ページ、歳入予算は6款1項1目、一般会計繰入金を減額し、次の7ページの歳出予算は1款1項1目、一般管理費の職員人件費につきまして、職員9名分の給与改定分と人事異動等分による額を調整し、計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第72号は、会議規則第37条第3項により委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第72号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第72号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第72号 令和2年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第73号

○議長（荒巻隆伸君）

追加日程第4. 議案第73号 令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

議案第73号 令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ872千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ664,979千円といたしております。

予算書は6ページからでございます。

歳入予算につきましては、5款1項1目. 事務費繰入金を追加し、次の7ページの歳出予算においては1款1項1目. 一般管理費の職員人件費につきましては、職員2名分の給与改定分と人事異動等分による額を調整し計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第73号は、会議規則第37条第3項により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第73号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第73号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第73号 令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

追加日程第5 議案第74号

○議長（荒巻隆伸君）

追加日程第5. 議案第74号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

議案第74号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,512千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,178,278千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

6ページ、歳入予算は、7款1項4目。その他一般会計繰入金を追加いたしております。

また、7ページからの歳出予算は、1款1項1目。一般管理費及び8ページの4款3項1目。包括的支援事業費の職員人件費につきまして、職員の合計18名分の給与改定分と人事異動等分を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第74号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第74号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第74号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第74号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

追加日程第6 発議第5号

○議長（荒巻隆伸君）

追加日程第6. 発議第5号 全企業を対象とした永久劣後ローン融資制度の創設に関する
意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、提出議員の説明を求めます。13番中島一博君。（発言する者あり）

暫時休憩。

午後2時27分 休憩

午後2時28分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

提出議員の説明を求めます。13番中島一博君。

○13番（中島一博君）（登壇）

皆さんこんにちは。発議第5号の提案理由の説明を行います。

発議第5号 全企業を対象とした永久劣後ローン融資制度の創設に関する意見書について提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第3号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出するものであります。

内容につきましてはただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第5号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、発議第5号 全企業を対象とした永久劣後ローン融資制度の創設に関する意見書は原案のとおり可決されました。

次に、緊急質問申出書が提出をされておりますので、ここで緊急質問申出書について議会運営委員会を開催していただき、協議をお願いしたいと思いますので、暫時休憩をいたしま

す。再開はブザーでお知らせをいたします。

午後 2 時 31 分 休憩

午後 3 時 55 分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

先ほどの緊急質問申出書の件について議事を進めていきますが、まず、13番中島一博君から緊急質問の申出があります。中島一博議員の緊急質問の件を議題といたします。

申出者の説明を求めます。13番中島一博君、説明をお願いします。

○13番（中島一博君）（登壇）

緊急質問申出書の提案の理由を申し上げます。

みやまスマートエネルギー株式会社を立ち上げて6年目になるかと思います。今回、調査委員会などを立ち上げて報告もございました。私は、令和元年の6月議会から調査委員会の選任に疑義があるということは何度となく言ってまいりました。その後、調査委員会の委員の方を電力アドバイザーに選任してありますし、その電力アドバイザーの方が需給管理業務の仕様書を作成してあるということで調査をしてまいりました。

それで、その電力アドバイザーの方が、8月に需給管理業務の入札の募集がっております。これが私が調べたところ、7社ぐらい入札参加されておられますし、その落札した業者が電力アドバイザーの関連する会社でございます。そういった意味で、入札談合があるじゃないかということで動議を出したわけでございますが、このみやまスマートエネルギー株式会社につきましては、皆さんも御承知のように、住民の関心となっている問題でございますし、社長交代の後、私たち議員には市長から、前市長、前社長が全国的事業を行っているのに対し、現市長は方針転換を、みやま市地域、筑後市、九州一円と方針転換したにもかかわらず、議会にも報告もしてございませんし、需給管理は8月に入札が終わったと聞いておりますが、その需給管理の業者がみやまパワーホールディングス株式会社でない聞いておりますし、その報告もございません。

よって、私は十分にこれは緊急を要するということで今回緊急質問をしたわけでございます。皆さんの御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

これから申出者に対します質疑を行います。質疑ありませんか。10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

趣旨はよく分かりましたが、この議会でなければならぬと、3月議会でもいいのか、この議会やないと、もう駄目よというところがちょっと弱いなど、（発言する者あり）まだまだ落ち着かんですか。いや、そういうふうに出る説明では受け止めた。そいけん、緊急と言うならば、ここでぜひともという理由づけというのが欲しいなというふうに出るわけですがね。そこら辺のいかがですかね。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

瀬口議員の質問にお答えをいたします。

何で緊急、今度でなければいけないかという理由につきましては、落札した業者が既に先月からリモートでソフトの作業に入っているわけなんです。これ完全に入札談合であるから、3月で切り替わるわけなんです。みやまパワーホールディングス株式会社が3月までの需給管理ということで、市長の思いが調査委員会の立ち上げた趣旨が、利益相反以外の社長交代、需給管理の見直しということで2月20日の記者会見で記者に午後から発表して、午前中、私たちの全協の中の説明は全くございません、社長の交代とか、需給管理の見直しとか。そういった意味で、入札談合と行って調査をしておいたものですから、緊急にしなかったら、先月から東京のほうからリモートで作業をしてあるわけなんです。そいけん、私は都合によっては告発も考えております。これで理解していただきますようお願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。（発言する者あり）10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

中島議員の質問には、3月では調査をいろいろ質疑するのにはもう遅いと、とにかくこの議会でなければいかんということですかね。はい、分かりました。

○議長（荒巻隆伸君）

12番中尾眞智子君。

○12番（中尾眞智子君）

今回一般質問をしないことは、議会でコロナが発生したりということで、私たちも通告しておりましたが、一般質問の取下げを私はしております。それも1つの理由と。

それともう一つ、今、中島議員が、談合、談合とおっしゃいますけれども、談合ってどこで決まったんですかね。これは私も初めて聞きました。談合って決まったんですか。教えてください。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

私がここに資料を持っていますが、これを説明いたします。

落札した会社の講師をしてあるんです、この電力アドバイザーの方が。そういうのを知って選任してあるというのも、結局調査委員会のこの電力アドバイザー、そのほかみんな5名ですが、この5名の方も9月15日に産建の委員会に市長出席の下、再度お聞きしたところ、この5人の方全部市長が直接電話してあります。そういう答弁を全部いただいております。市長自らですね、夫婦弁護士の方、それに友人の公認会計士、その友人の公認会計士からまた紹介してもらって、それと、この方も。全部市長が直接電話を調査委員の選任をしてあります。そいけん、中尾議員が言われたように、落札業者のセミナーの講師をしてある方です。この資料にちゃんと、これはホームページで出ております。名前も社長の名前と電力アドバイザーのお名前、問合せ先の名前まで載っております。それで、私はここの会社しか落札できないような仕様書を書いているんじゃないかと疑って調査したら、全く間違いないです。この会社が落札。これでいいですか。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。

ほかに。11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

今のと関連して、私も今の話が納得できないのでお尋ねしたいんですけど、調査委員会のメンバーの方でアドバイザーをされて、その方が選任されて、入札で需給管理業務を落とされたところに名簿が入っていると。これが談合と何で言えるんですか。例えば、よくある話で、見積りを取るじゃないですか、概算でも何でも、で、予算を組むわけでしょう。それを入札かけたら、そこがたまたま取ったという場合は結構建設関係でもあると思うんですよね。だけん、中島議員がおっしゃる談合しとるから緊急性があるんだという根拠にはならないと思うんだけど、その理由は何か。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

これは市長が絡んどるんです。市長が選任した方が調査（「そういうことじゃなくて、何で名前があると談合なんですか」と呼ぶ者あり）結局、仕様書はこの方が講師をしている会社が落札しやすいような仕様書を書いているからです。それで談合と思います。仕様書。仕様書を書いてある方がこの落札した会社の講師をしてあるんですよ。それでその会社に落札できるような仕様書を書いているんじゃないか。仕様書の開示請求をしても出してもらえません。そして、入札の資料関係も。これは分かりますけど、私は一議員として、市民の代表の議員として、エネルギー政策課通して開示請求を、入札前の仕様書も開示請求しても出してもらえないんですよ。だから、余計おかしいんじゃないかということで一般質問しておりましたが、これも緊急の場合、落札した会社が先月からリモートで動いているんですよ。

○議長（荒巻隆伸君）

11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

いえいえ、だから、私が言っているのは、単純に見積りじゃないけど、概算でそういう仕様書を作った場合は、その方がアドバイザーであれば、そうなるのは一般的に多いと思うんですよね。その方が知っている仕様が入ってくるというのは。そこが入札をしたから、何で談合と決めているのか。要はそれは中島議員の個人的な判断じゃないですかという話をしているわけ。要はどこかにその証拠たるものがあるんですか。だから、緊急性を持っているんですかということです。そこをお尋ねしているんです。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

それは私の判断です。今度どうなるか分かりませんが、市長の答弁によっては告発を計画しております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

壇議員は3回でしたっけ。（「2回しかしておりませんが、もういいです」と呼ぶ者あ

り) いいですか。(発言する者あり)

ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒巻隆伸君)

なければ、これで質疑を終わります

緊急質問については、会議規則第63条の規定により、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる」と規定をされております。この採決は起立採決で行います。

中島一博議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第7として発言を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(荒巻隆伸君)

起立少数です。よって、中島一博君の緊急質問の件については、同意し発言を許可することを否決されました。

日程第19 閉会中の継続調査の申出について

○議長(荒巻隆伸君)

次に、日程第19. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒巻隆伸君)

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会報編集特別委員会及び議会改革調査特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきください。

お諮りします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきまして

は、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年定例第4回市議会を閉会いたします。

午後4時12分 閉会

上記会議の次第は、田中裕樹の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 荒巻 隆伸

みやま市議会議員 古賀 義教

みやま市議会議員 前原 武美